

特例退職・任意継続保険料 払込方法について

現在ご加入中の特例退職または任意継続保険料は「月払い」と「前納払い（半年払い・年払い）」から選択いただけます。なお、前納払い（半年払い・年払い）を選択すると保険料が割引となります。詳細は下記をご確認願います。

記

1. 保険料の引落日

各払込方法による保険料の引落日は以下のとおりです。（ただし、引落日が土日祝日の場合は翌営業日となります）

＜各払込方法の引落日＞

- ・月払い = 毎月**6日**
- ・半年払い = **①3月6日**（4月～9月分）・**②9月6日**（10月～翌年3月分）
- ・年払い = **3月6日**（4月～翌年3月分）

＜ご注意＞

※保険料の引落日は、上記期日のみとなります

※半年払い・年払いを選択された方には、前納引落日の約7日～10日前を目安に引落日内容を記載した通知を健保組合から送付いたします。

※保険料は「喪失予定日の属する月の前月分まで」が払込対象となります。

※半年払い・年払いは、払込対象月が1ヶ月以上ある場合に適用となります

2. 前納保険料額計算方法

1ヵ月分の保険料を算出し、下記の係数を乗じる（年4.0%の利率による複利原価法）

1ヵ月	0.99673694	5ヵ月	4.95126657	9ヵ月	8.85443285
2ヵ月	1.99022147	6ヵ月	5.93184725	10ヵ月	9.82227727
3ヵ月	2.98046420	7ヵ月	6.90922823	11ヵ月	10.78696356
4ヵ月	3.96747573	8ヶ月	7.88341996	12ヵ月	11.74850202

3. 残高不足による資格喪失（未納喪失）

残高不足等により保険料の引落しができなかった場合は、保険料未納による資格喪失に該当し、健康保険組合より資格喪失証明書を送付いたしますので、国民健康保険等の手続きを行ってください

4. 納入済保険料の返金について

下記の事由を除く喪失の場合、納入済保険料は返金（還付）対象となります

- ・保険料未納
- ・後期高齢者該当（75歳到達時）

5. 払込方法変更手続きについて

払込方法の変更手続きにはそれぞれ申請期間があります。払込方法変更を希望される場合は、下記の表を必ずご確認のうえ同封の「特例退職・任意継続保険料 払込方法変更届」に必要事項を記入し、期限内に間に合うよう健保組合までご返送ください。後日、健保組合から変更内容の確認通知を送付いたします。

現在の払込方法	変更申請締切期日	変更後	
		払込方法	払込対象開始月
月払い	7月下旬	半年払い	10月
	1月中旬	半年払い・年払い	4月
半年払い	7月下旬	月払い	10月
	1月中旬	月払い・年払い	4月
年払い	1月中旬	月払い・半年払い	4月

5. 問合わせ先

〒100-0005

東京都千代田区丸の内二丁目2番3号 三菱電機健康保険組合 適用課 特例退職・任意継続担当
TEL:03-3218-3115(受付時間 平日10:00~12:00 / 12:45~16:00)

以上